

令和3年度

郡山市関係行政機関等に関する
意見書への回答

郡山市

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、今や世界に蔓延し収束の気配を見せていない。国内においては、緊急事態宣言解除後収束に向かうかに見えたが、感染者が再び増加している状況である。

このことから、今後続くであろう with コロナと共に、新しい生活様式を整え本市農業への影響を最小限に抑えるよう取り組むこと。

(1) 売上減少や農畜産物の廃棄等に係る所得補償

新型コロナ感染拡大により、外出自粛や飲食店の営業自粛、各種イベントの中止等による農畜産物の売上減少や廃棄等に係る継続した所得補償が必要である。

(2) 農畜産物消費拡大施策の拡充

新型コロナの影響で需要減退した米、牛肉、野菜、花き等の農畜産物の消費回復、拡大を図るための施策を拡充させる必要がある。

(3) 情報の迅速かつ積極的な提供及び周知の徹底

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を、迅速かつ積極的に農業従事者に提供し周知を図る必要がある。

【回答】

(売上減少や農畜産物の廃棄等に係る所得補償)

中小法人や個人事業主の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う売り上げ減少への対応につきましては、国の持続化給付金が対象となります。本市においても広報こおりやまやウェブサイト等で周知を行うとともに、認定農業者等の担い手農家に対しては本給付金のチラシを複数回郵送し周知に努めてきたところです。本給付金の申請は令和3年2月15日で締め切られておりますが、今後は、国の農林漁業セーフティネット資金が引き続き利用可能となっておりますことから、資金を必要とされる方への周知に努めてまいりますとともに、国、県等の動向を注視し、新たな支援制度が創設された場合には、速やかな情報発信に努めてまいります。【農業政策課】

(農畜産物消費拡大施策の拡充)

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減退し、在庫過剰となった生産物を消費するため、令和2年度は、郡山産米あさか舞を市内小中学校児童・生徒全員に配付したほか、児童扶養手当受給者等に対し、同じくあさか舞10kgを贈呈するなど、新型コロナウイルス感染症の影響が軽減されるよう事業を展開してまいりました。また、学校給食に県産牛やコイなどを積極

的に採用し、食育と合わせた消費拡大を進めてまいりました。

令和3年度においては、全国に誇るブランド米「ASAKAMAI 887」を出生者に贈呈するほか、SNS等を活用した情報発信など、国・県等の制度等も積極的に活用しながら、消費拡大に努めてまいります。**【園芸畜産振興課】**

(情報の迅速かつ積極的な提供及び周知の徹底)

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報につきましては、市ウェブサイトの掲載や認定農業者等の担い手農家に対する郵送により情報提供するとともに、「郡山市農業支援ネットワーク」に登録いただいている農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者等に対しましては、インターネットを活用するなど迅速な周知を行っております。**【農業政策課】**

2 農地利用集積・集約化対策

農業従事者が高齢化する中で、地域の農地の維持保全を図り、次世代を担う意欲ある担い手が、将来にわたり活用できるよう農地の集積・集約化を促進し、農畜産物生産の効率化を図ること。

(1) 人・農地プラン作成の加速化

人・農地プランについては、未作成集落での話し合いを加速化させ、プランの作成に取り組む必要がある。

- ① プラン未作成集落への積極的なアプローチと作成支援

(2) 農地中間管理事業の利用促進と事業の拡充

農地の集積・集約化については、人・農地プランの実質化と農地中間管理機構の活用促進を図る必要がある。

- ① 農地中間管理機構に係る関係事業の周知
- ② 機構集積協力金交付事業の予算確保及び活用促進

(3) ほ場整備促進とほ場の再整備による大区画化

農作業の効率化や低コスト化による競争力強化のため、ほ場整備やほ場の再整備による大区画化が必要である。

- ① 農家負担の少ないほ場整備
- ② 旧ほ場整備 30 アール区画から、1 ヘクタール等の区画への再整備

【回答】

(プラン未作成集落への積極的なアプローチと作成支援)

プラン未作成集落への積極的なアプローチにつきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の協力のもと、これまで市内全域で認定農業者・認定新規就農者、農家組合長、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度組織等を対象に説明会を行ってまいりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、重点地区を設定しての集落説明会、チラシや市ウェブサイトでの周知を図るなどのアプローチを行っているところであります。

なお、貴委員会委員の地元において、未作成集落がございましたら作成推進と協力をお願いいたします。【農業政策課】

(農地中間管理機構に係る関係事業の周知)

農地中間管理機構に係る関係事業につきましては、機構集積協力金など、地域や個々の出し手に対する支援がありますことから、チラシや市ウェブサイト等で広く周知しております。【農業政策課】

（機構集積協力金交付事業の予算確保及び活用促進）

機構集積協力金交付事業につきましては、農地中間管理事業による農地の貸借や人・農地プラン作成が交付の要件の一つでありますことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業及び人・農地プラン作成の更なる推進を図ってまいります。

また、本事業の予算につきましては、100%国の財源でありますことから、国、県と協議してまいります。**【農業政策課】**

（農家負担の少ないほ場整備）

ほ場整備事業につきましては、事業の採択要件の中で、事業完了後の担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換など、国が定めた一定の要件を満たすことにより、農家負担の軽減が図られる場合があります。具体的には、整備要望箇所ごとの計画内容により異なりますので、ご相談ください。

【農地課】

（旧ほ場整備 30 アール区画から、1ヘクタール等の区画への再整備）

農業生産コストの低減や担い手への農地の集積・集約化に取り組む上で、ほ場の大区画化は有効ですが、国の補助事業を活用するためには、事業完了後の担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換など、国が定めた一定の要件を満たすことが前提となりますので、具体的な計画がある場合には事前にご相談ください。**【農地課】**

3 遊休農地対策

遊休農地の発生防止・解消のためには、所有者の高齢化等により本人のみでの改善が困難な場合が多く、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の共同活動を支援する各事業の活用促進等を図ること。

(1) 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用促進と対象面積の拡大促進

中山間地や耕作条件不利地等における地域での共同作業については、遊休農地発生未然防止の観点から国の事業を継続して活用するとともに、事業の積極的なPR活動が必要である。

(2) 遊休農地における推進作物の検討と技術指導

遊休農地の解消については、地域に適した作物導入の検討と栽培技術の普及活動が必要である。

(3) 遊休農地等保全対策支援事業の活用

事業実施については、市独自の上乗せ支援を行うなど活用を促進させ、遊休農地の活用・保全を図る必要がある。

【回答】

(中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用促進と対象面積の拡大促進)

中山間地域等直接支払交付金は、条件が不利な地域において一定の条件を満たす農地を5年以上適正に管理する農業者に対し交付金を交付するものであり、対象地域は、特定農山村法や山村振興法で指定された地域のほか、県が指定する特認地域である必要があります。

平成12年度から制度が開始され、今年21年目を迎え、令和2年度から第5期対策がスタートし、県の特認地域の見直しにより、旧岩江村等13の旧町村が新たに追加されました。

本制度の活用促進につきましては、新規集落の取り組みを呼びかけるため、令和2年10月発行の農政だよりや市ウェブサイトにより広く周知を行っているところであり、令和3年度は、中田町黒木、田村町小川、三穂田町北部の3集落で活動を開始する予定となっております。今後もあらゆる機会を捉え広く周知を図ってまいります。**【農業政策課】**

多面的機能支払交付金は、近年の農業・農村地域における高齢化の進行に伴う集落機能の低下など、農村地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、平成19年4月に「農地・水・環境保全向上対策事業」が創設され、平成24年度に「農地・水保全管理支払交付金」へ名称を変更、さらに平成26年度に現在の「多面的機能

支払交付金」に名称を変更し、その翌年、平成 27 年 4 月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づき「多面的機能支払交付金」「中山間地域等直接支払交付金」等が法制度化されたところがあります。令和 2 年度現在、市内全域で 119 組織が本事業に取り組んでおり、活動面積は市全体の対象農用地の 44.2%となる 6,345 ヘクタールとなっております。

令和 3 年度につきましては、新たに 2 つの組織が合意形成され、農道、水路及び農用地等の保安全管理を地域の共同活動により開始する予定となっております。今後も事業制度を広く周知し、地区説明会や座談会を開催する等、事業の普及拡大を図ってまいります。**【農地課】**

（遊休農地における推進作物の検討と技術指導）

遊休農地における推進作物の検討につきましては、農地の条件や農地の所有者の意向、経営状況、農作物の流通・販売状況等を踏まえた上で、地域の土壌条件、気象条件に適した作物を検討し、貴委員会をはじめ福島県や J A と連携しながら技術指導を行ってまいります。**【園芸畜産振興課】**

（遊休農地等保全対策支援事業の活用）

遊休農地等保全対策支援事業は、遊休化した農地の保全対策を目的とした事業であり、農村の景観保全や有害鳥獣被害の抑制・防止効果が見込まれることから、貴委員会と連携を図りながら担い手農業者等に広く周知し、要望に応じて活用してまいります。**【農業政策課】**

4 担い手の育成・支援

将来にわたって地域農業を担う意欲ある担い手の育成・確保については、関係機関一体となり、新規就農者や法人化に向けた取り組みを支援し、定着させること。

(1) 新規就農者育成の支援

新規就農者の確保については、市内外への就農に係る情報提供やPR活動、農業開始時の農作業機械等に係る支援が必要である。

- ① 各種支援制度、補助事業等の積極的なPR活動
- ② 農作業機械等の補助事業の拡大・拡充
- ③ 親元就農者への市の独自支援

(2) 地域の担い手への支援

地域の担い手については、持続可能な農業経営のため環境整備による経営の安定化を図る必要がある。

- ① 水田活用の直接支払交付金等に係る本市振興作物への上乗せ助成
- ② 機械化体系の推進とICT・IoT等を活用したスマート農業の普及促進
- ③ 農業後継者が安心して農業経営に取り組める経営指導対策を講じること
- ④ カントリーエレベーター等の拠点施設整備による作業効率化と低コスト化

【回答】

(各種支援制度、補助事業等の積極的なPR活動)

現在、制度や事業の周知につきましては、市ウェブサイトや農家組合経由で配付している「農政だより」により行っているところでありますが、令和2年度には「新規就農促進事業」を立ち上げ、令和3年度にかけて新規就農ガイドブックやパンフレット（WEB用）等を作成する予定であり、新規就農者の確保に向け、各種支援制度や補助事業の積極的なPRに努めてまいります。

【農業政策課】

(農作業機械等の補助事業の拡大・拡充)

農作業機械等の補助事業については、国・県の補助事業の活用を考えておりますが、主な農作業機械等の補助事業である「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにつきましては、補助の採択がポイント制でありますことから、新規就農者等が当該補助事業を要望する際には、経営状況の詳細な聞き取り等を行うなど、農業

者を支援してまいります。【農業政策課】

（親元就農者への市の独自支援）

親元就農者等への独自支援につきましては、地域の担い手を育成するため、「産地担い手育成支援事業」により、先進的な農業技術や経営方法等の視察（バス）研修を実施しております。また、生産者が自らの経営改善を図るための技術・視察研修などを行う場合の経費に対する助成事業も行っております。今後もこれらの事業の実施により、親元就農者等を含め、地域の農業の中心となる担い手農家の支援に努めてまいります。【農業政策課】

（水田活用の直接支払交付金等に係る本市振興作物への上乗せ助成）

本交付金は、農業経営の安定を図るため、国から農家に直接支払われる制度であり、国においては、その中の「産地交付金」について、農家の収益力を強化するため、需要のある加工業務用野菜を始めとした高収益作物（園芸作物等）の導入を進めており、令和3年度からは、従来の「水田フル活用ビジョン」から「水田収益力強化ビジョン」に名称を改め、産地の取り組みを支援することとしております。

このような中、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の消費量が減少し、民間在庫の増加に伴い、令和3年以降の米価下落が懸念されていることから、農業経営の安定のためには、主食用米から飼料用米等への大規模な転換が全国的に求められておりますことから、本市においても独自施策となる「飼料用米推進緊急対策事業」を創設したところであり、令和3年産に飼料用米の複数年契約に取り組む農業者に対して、新たな補助を実施してまいります。

さらに、米を基幹作物とする本市においては、農業所得が米価変動の影響を受けやすいことから、安定した収益が見込まれる、野菜、花き等を含む複合経営への転換を図るため、平成27年度から本市独自の支援対策として、JAと連携し「園芸作物基盤強化支援事業」により、パイプハウスの設置費用に対して、補助を行っております。

今後においても農業者が各種対策のメリットを農業経営に活用できるよう、関係機関・団体と連携し、各地区等における説明会、広報誌「農政だより」等、ウェブサイトによる周知徹底を図り、経営所得安定対策等の加入促進に努めてまいります。【農業政策課】

（機械化体系の推進とICT・IoT等を活用したスマート農業の普及促進）

平成30年度よりICTやIoT、ロボット技術等の先端技術を組み合わせ、超省力化や高品質化を目指すアグリテックを普及推進するため、郡山市アグリテック推進研究会を設置し、各種事業を進めており、また、令和2年度からは、

本市独自の取り組みとして「アグリテック普及推進事業」を立ち上げ、農作業の効率化や生産性向上等を目的としたアグリテック技術の導入等に係る経費に対する助成を行うなど、スマート農業の普及促進を図っているところであります。**【農業政策課】**

（農業後継者が安心して農業経営に取り組める経営指導対策を講じること）

農業後継者等が安心して農業経営に取り組めるよう、本市独自の支援として「農業経営モデル経営体育成事業」を立ち上げ、公認会計士や税理士などの経営コンサルタントを派遣し、経営課題の把握や分析に基づき、個々の農家に対応した助言を実施してまいりました。また、「産地担い手育成支援事業」により、農業技術の向上、農業経営の発展を図るため、先進地視察研修等を行っております。さらに、令和元年度からは、「営農管理支援ICT実証事業」を開始し、スマートフォンを活用した農作業や経営の見える化により、貴委員会をはじめ、関係機関と連携して農業経営の改善を支援しているところであります。

【農業政策課】

（カントリーエレベーター等の拠点施設整備による作業効率化と低コスト化）

カントリーエレベーターやライスセンターの穀物乾燥調製拠点施設整備につきましては、将来の米の消費動向を見据えた中での必要性も考慮した上で、担い手となる農業者やJA等の意向を踏まえながら、国の補助事業を活用する際の支援等を行ってまいります。**【園芸畜産振興課】**

5 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、原子力災害由来の風評影響や自然災害、さらには近年増加傾向にある有害鳥獣被害にも適切に対応すること。

(1) 収入保険への加入促進

近年頻発する自然災害や有害鳥獣被害等による減収を補填するため、収入保険への加入促進を図る必要がある。

- ① 収入保険への加入について研修会等での積極的な指導
- ② 収入保険の掛金の一部を補助する制度の創設
- ③ 収入保険に係る情報提供及び周知の徹底

(2) 原子力災害対策

原子力災害由来の風評影響については、対策の継続が必要である。

- ① G A P 導入推進に向けての指導強化
- ② 市内全てのため池の除染
- ③ 農畜産物に係る損害賠償請求の継続

(3) 有害鳥獣被害防止対策

イノシシ等による農作物被害については、継続的な支援が必要である。

- ① イノシシ等有害鳥獣の捕獲に係る経費支援や電気柵や捕獲用わな等に対する支援の継続・拡充
- ② こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく、有害鳥獣被害の市町村をまたぐ広域的な防止対策の実施

(4) 地産地消及び6次化の促進

地場産農畜産物については、食育と連携した利用促進や直売所整備による販路拡大が必要である。

- ① 学校給食等における地場産農畜産物の利用促進
- ② 地場産農畜産物のブランド化とP R活動
- ③ 郡山東 I C 付近に道の駅及び農産物・加工品直売所の設置

(5) 自然災害対策

近年、台風、大雨等の自然災害が多発しており、災害からの迅速な復旧対策が必要である。

- ① 台風やゲリラ豪雨による土砂の流出防止等のための農道舗装整備
- ② 大雨や災害に伴う山林維持のための林道整備等への補助
- ③ 令和元年東日本台風の被災農地の早期復旧

(6) その他

- ① 欧米において使用が制限されているネオニコチノイド系農薬やグリホサート製剤について、環境への影響について調査及び必要に応じて使用の制限を行うよう国・県へ要望
- ② 消費者との交流イベント等の充実や、団塊世代等の田舎暮らしなどの二地域居住の推進
- ③ 肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来の都道府県毎の地域算定方式とし、地域実態に合わせた制度運用を認めるよう国に要望
- ④ 農業委員会等に関する法律に明記されている農地等の利用最適化推進に係る農業委員会事務局職員の人員確保と資質向上に係る研修機会の拡充

【回答】

(収入保険への加入について研修会等での積極的な指導)

研修会の開催を含め、収入保険の加入につきましては、運営主体である NOUSAI 福島が行うものでありますが、本市が行う各種研修会等においても、収入保険制度の情報提供に努めてまいります。**【農業政策課】**

(収入保険の掛金の一部を補助する制度の創設)

収入保険は、他産業にはない国費を投入し農家の所得を補償する制度であり、掛捨て保険料の 50%、積立金の 75%が国庫補助負担されておりますとともに、ナラシ対策等の他の収入減少対策との公平性を維持する観点から、収入保険への一部助成につきましては、現時点では考えておりませんが、今後とも他市町村の動向を注視してまいります。**【農業政策課】**

(収入保険に係る情報提供及び周知の徹底)

農林部の窓口等へのポスター掲示やチラシの配置をしている他、本市ウェブサイト等により周知について協力しているところであり、今後も引き続き情報発信に努めてまいります。**【農業政策課】**

(GAP 導入推進に向けての指導強化)

これまでの GAP の普及推進を図るため、平成 30 年から講演会の開催や指導員の育成として市職員の指導員取得を行ってまいりましたが、今後も GAP 導入推進のため、貴委員会をはじめ県や J A と連携しながら、指導員の知識を活用し、指導を強化してまいります。**【園芸畜産振興課】**

(市内全てのため池の除染)

「ため池放射性物質対策（いわゆるため池の除染）」につきましては、原子力災害からの復興・再生に取り組むことにより、国内外の消費者から安全・安心な農作物であることの理解を確実に得ると同時に、営農再開を目指す農業者の不安を払拭することが必要不可欠であることから、事業の推進を図っています。

「ため池の除染」につきましては、市内にある全てのため池 649 箇所調査の結果、国が示した基準値 8,000Bq/kg を超えている市街地 12 箇所、市街地以外 55 箇所、合計 67 箇所のため池が事業の対象となっています。

令和 3 年度は、令和 2 年度からの繰越事業として実施する市街地以外 25 箇所のため池の除染完了を見込んでおり、これにより、令和 2 年度までに完了している 42 箇所と合わせ、対象 67 箇所全てのため池の除染完了を見込んでいます。**【農地課】**

(農畜産物に係る損害賠償請求の継続)

損害賠償につきましては、相談窓口や損害賠償等の業務を J A 福島さくらへ委託しており、今後も継続して取り組むこととしております。

【農業政策課・園芸畜産振興課】

(イノシシ等有害鳥獣の捕獲に係る経費支援や電気柵や捕獲用わな等に対する支援の継続・拡充)

イノシシ等有害鳥獣による農作物被害は、近年、田村町、中田町等の郡山東部地域にも拡大していることから、令和 3 年度におけるイノシシ捕獲計画頭数を 900 頭に設定し、捕獲に係る経費支援を拡充しております。

また、電気柵の支援は、平成 25 年度から令和 2 年度までに約 591 km 整備し、令和 3 年度についても約 90 km の整備を予定するとともに、捕獲用わなについては、平成 25 年度から令和 2 年度までに箱わな 274 基、くくりわな 4,220 基を整備し、令和 3 年度についても箱わな 55 基、くくりわな 700 基の整備を予定しております。**【園芸畜産振興課】**

(こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョンに基づく、有害鳥獣被害の市町村をまたぐ広域的な防止対策の実施)

有害鳥獣被害防止対策につきましては、こおりやま広域圏連携事業、分類 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、連携協定項目(6)環境対策の推進の事業に位置付けられ、令和 2 年度はイノシシ被害に関するアンケート調査を実施しております。令和 3 年度については、県内全域で増加傾向にあるイノシシによる農作物被害対策について、外部有識者を講師に招き、検討会の開催を予定しております。**【園芸畜産振興課】**

(学校給食等における地場産農畜産物の利用促進)

本市学校給食における震災前の本市産利用率は、平成 22 年度で 19.6%でしたが、震災を契機に約 8%まで下落したものの、生産者の努力と消費者の理解により、徐々に回復傾向にあり、令和 2 年度は 13.7%まで回復しております。

また、牛肉や鯉は、新型コロナウイルス感染症による需要減に伴う食材買上げ制度を利用し、市や団体が購入して提供するなど、食育と併せた農畜産物の利用促進を図ってまいりました。

今後におきましても、次代を担う子供たちに、食の魅力を感じていただけるよう、教育委員会等と連携しながら地場産農畜産物の利用促進に努めてまいります。**【園芸畜産振興課】**

(地場産農畜産物のブランド化と P R 活動)

農産物等のブランド化には、高品質はもとより、独自性に富み、他産地との差別化が必要であると考えております。このため、本市では、市民・団体・企業などの協力により、「ASAKAMAI 887」、「果樹農業 6 次産業化プロジェクト」、「鯉に恋する郡山プロジェクト」等“本市ならではの食づくり”を推進しているほか、生産に対する思い等に多くの消費者から共感を得ている本市生産者との連携を進め、食のブランド化を推進しています。

今後におきましても、市内飲食店等に協力をいただき、キャンペーンを開催するほか、SNS やメディア等へ積極的に周知するとともに、首都圏在住料理人等を本市に招へいするなど、生産者との取引等の関係構築を見据えた P R 活動を推進してまいります。**【園芸畜産振興課】**

(郡山東 I C 付近に道の駅及び農産物・加工品直売所の設置)

道の駅は、「道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供」、「地域の振興に寄与」を目的とし、道路利用者のための「休憩機能」、道路や地域の情報等を提供する「情報発信機能」、地域振興施設等の「地域連携機能」の 3 つの機能を併せ持つ施設であることとされております。

郡山東 I C は市街地に近く、国道沿いには休憩機能を有するコンビニエンスストアなどが立地していることから、新たな休憩機能施設の必要性は低いと考えております。また、当該地域は、都市計画区域外であり、観光物産館、飲食施設、農産物直売所などの地域連携機能を有する施設を民間事業者が設置することも可能であり、市が整備をする必要性は低いと考えることから、現在、郡山東 I C 付近において道の駅の整備計画はございません。**【道路建設課】**

本市の農産物直売所は 17 カ所設置されており、平成 30 年度には、地域や団体等の要望を受け、定住・交流人口の増加を目的として、磐梯熱海観光物産館を整備し、令和 3 年 3 月には、J A 福島さくらが安積町成田地内に農産物直売

所「あぐりあ」を開設いたしました。

今後におきましても、農産物直売所等の設置に関するご要望をいただいた場合には、周辺状況を調査し、可能な範囲で行政手続等の助言、協力を行ってまいります。**【園芸畜産振興課】**

(台風やゲリラ豪雨による土砂の流出防止等のための農道舗装整備)

農道舗装につきましては、農業生産物の荷傷み防止、流通体系の構築等を目的として、町内会要望に基づき緊急性・必需性を考慮し計画的に実施しています。なお、舗装することで表面を流れる水の速度が速まるため、降雨が流れる先の路肩や低い土地の土砂の流出を助長する恐れがあることから、整備にあたっては、地形や周辺の現場状況を十分勘案し実施してまいります。**【農地課】**

(大雨や災害に伴う山林維持のための林道整備等への補助)

本市では、林道 74 路線 200 キロメートルの管理を行っており、災害発生時には市発注による復旧事業を行っております。また、砂利道など洗掘等の災害を受けやすい箇所については、舗装への改良を計画的に行っております。

【林業振興課】

(令和元年東日本台風の被災農地の早期復旧)

令和元年東日本台風により被災した農地・農業用施設 1,010 箇所のうち、令和 3 年 2 月 22 日現在、農家の皆様方による自力復旧を含め、684 箇所が復旧完了しております。さらに 260 箇所については、復旧工事に着手しており、令和 3 年春の作付け前までの復旧完了を目標に進めているところであります。

また、残りの農地 34 箇所、農道水路等 32 箇所につきましては、令和 3 年度に災害復旧工事を実施することとしており、令和 4 年春の作付け前までの全箇所復旧に努めてまいります。**【農地課】**

(欧米において使用が制限されているネオニコチノイド系農薬やグリホサート製剤について、環境への影響について調査及び必要に応じて使用の制限を行うよう国・県へ要望)

ネオニコチノイド系農薬は、主に、稲のカメムシ防除（商品名：アルバリン、スタークル、ダントツ等）や野菜、果樹等の害虫防除に広く使用されております。植物体への浸透移行性があり残効が長い利点があり、殺虫剤の散布回数を減らせるため、以前主流であった（より環境への影響が大きい）有機リン系殺虫剤の代替として世界各国で主流の殺虫剤として使用されております。一方でミツバチの大量失踪の一因であるとも言われております。

グリホサート製剤については除草剤として広く利用されておりホームセン

ター等でも手軽に入手できる除草剤として知られておりますが、国においては、平成 30 年 6 月に農薬取締法を改正し、農薬登録の際はその影響を、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物（具体的には鳥類やニホンミツバチ、マルハナバチ等）へ範囲を広げ評価するとともに、環境省（中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会）において評価方法の検討がなされている等、環境への影響軽減に努めているところであり、今後におきましても、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。【園芸畜産振興課】

（消費者との交流イベント等の充実や、団塊世代等の田舎暮らしなどの二地域居住の推進）

市では、多くの消費者との交流や地域の素晴らしさを理解いただく手法の一つとして、こおりやま産業博やワイナリーフェス等、関係団体との協働イベント等を開催し、情報発信を含め、様々な成果が得られたところであります。

しかしながら、昨年来の新型コロナウイルスの影響から、新しい生活様式とともに、人々の意識も大きく変化しているため、消費者や社会のニーズを踏まえながら、より個別・具体的な手法を検討・実践してまいりたいと考えております。【園芸畜産振興課】

二地域居住は、都市で生活しながら田舎でも豊かな暮らしを実現できるライフスタイルとして提唱されており、また、新型コロナウイルス感染症を契機に関心が一層高まっております。本市は令和 3 年 3 月 9 日に国土交通省が設立した「全国二地域居住等促進協議会」に参加し、関係団体と二地域居住に関する情報収集・交換に努めているところであります。【政策開発課】

（肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来の都道府県毎の地域算定方式とし、地域実態に合わせた制度運用を認めるよう国に要望）

肉用牛肥育経営安定交付金制度につきましては、国が新型コロナ対応を始め畜産経営危機の際において不可欠なセーフティネットである同制度を維持するため、令和 2 年 5 月支払分から算定方式の見直しを行いました。

算定方式の見直しに伴い、福島県を含めた一部の都道府県で交付金が減額したことから、福島県では令和 2 年 5 月に国に対し算定方式見直しに関する要望書を提出し、その後、国においても一部の都道府県で算定方式の見直しを行ったところであります。本市といたしましては、同制度を福島県全体の課題として捉え、今後も国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

【園芸畜産振興課】

（農業委員会等に関する法律に明記されている農地等の利用最適化推進に係る農業委員会事務局職員の人員確保と資質向上に係る研修機会の拡充）

職員の確保については、本市ではこれまで復興に向けた重点施策の推進や原子力災害対策体制の強化等を図るため、正規職員の増員をはじめ任期付職員、再任用職員の活用など、必要に応じた人員の確保に努めてきたところであり、職員の配置については、全庁的なワークシェアの観点から業務量に応じた配置に配慮するなど、全体の配置計画の中で総合的に判断しております。

また、職員の資質向上については、様々な行政課題に対し、職員それぞれが能力を発揮できる「職員総活躍」の体制を構築するため、職員の個性や能力を育む人材育成を推進しているところであり、今後におきましても各種研修を積極的に実施してまいります。**【人事課】**